

随意契約によることとした理由

1 業務名

「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務

2 業務概要

本業務は、浅野氏広島城入城400年記念事業として、大名行列に扮した一行が西国街道を練り歩く「殿様、安芸の西国街道をゆく」を実施し、地域住民等に観覧してもらうことにより、住民の郷土を愛する心を育むものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市中区八丁堀11番28号

(2) 商号又は名称

株式会社広島朝日広告社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、浅野氏広島城入城400年記念事業として、大名行列に扮した一行が西国街道を練り歩くイベントを実施し、地域住民等に観覧してもらうことにより、住民の郷土を愛する心を育むことを目的としており、イベント実施にあたっては道路使用許可の手續における警察との調整など全般的なノウハウが必要であることから、委託業者の選定に当たっては、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から提案書が提出され、「「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務プロポーザル審査委員会」（以下、「プロポーザル審査委員会」という。）において審査した結果、当該業者の提案書が適当であったことから、同者を受託候補者として特定した。